

議案第58号

天理市立こども園条例の制定について

天理市立こども園条例を次のように制定しようとする。

平成23年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に実施するため、本市にこども園を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第2項の規定により、奈良県知事の認定を受けた幼保連携施設をいう。

(名称等)

第3条 こども園の名称、位置及び構成する施設は、次のとおりとする。

名称	位置	構成する施設
天理市立やまだこども園	天理市山田町1560番地	天理市立福住幼稚園
		天理市立山田保育所

(事業)

第4条 こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育の実施に関すること。
- (3) 就学前保育等推進法第2条第6項に規定する子育て支援事業

(入園資格等)

第5条 こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当す

るものとする。

(1) 天理市立幼稚園規則(昭和29年7月天理市教育委員会規則第5号。以下「幼稚園規則」という。)第3条に規定する幼児

(2) 天理市保育の実施に関する条例(昭和62年3月天理市条例第1号。以下「保育実施条例」という。)第2条に規定する保育の実施基準に基づき、保育の実施が必要と市長が認める児童

2 前条第3号の子育て支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する小学校就学前の者及びその保護者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(入園等の手続)

第6条 前条第1項第1号の幼児及び同項第2号の児童に係る入園、退園等の手続は、幼稚園規則及び天理市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年3月天理市規則第7号)の定めるところによる。

2 こども園において子育て支援事業を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

(保育料等)

第7条 第4条に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第4条第1号の規定により実施する事業に係る入園料、保育料及び預かり保育料は、天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例(平成4年3月天理市条例第6号)及び天理市立幼稚園預かり保育条例(平成22年9月天理市条例第31号)で定める額とする。

(2) 第4条第2号の規定により実施する事業に係る保育料は、保育実施条例で定める額とする。

(3) 第4条第3号の規定により実施する事業に係るこども園の利用料は、無料とする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を徴収することができる。

(給食の実施等)

第8条 市長は、こども園に入園している幼児に対して、給食を実施する。

2 前項の費用は、規則で定める額とする。

(連携及び協力)

第9条 市長及び教育委員会は、第4条に規定する事業を推進するため、相互に連携し、及び協力しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後のこども園の運営に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日において現に天理市立福住幼稚園又は天理市立山田保育所に在籍している幼児又は児童は、施行日において天理市立やまだこども園に入園したものとみなす。ただし、こども園への入園を希望しないものについては、この限りでない。

(天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部改正)

4 天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例(昭和39年3月天理市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「天理市福住町3902番地」を「天理市山田町1560番地」に改める。